

## 最高人民法院による知的財産権侵害の民事事件の審理における 懲罰的賠償の適用に関する解釈

法釈〔2021〕4号

(2021年2月7日最高人民法院審判委員会第1831回会議にて可決され、2021年3月3日から施行する)

知的財産権侵害の懲罰的賠償制度の正確な実施、法に依り知的財産権の重度侵害行為を懲罰し、知的財産の保護を全面的に強化するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和國著作権法」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國専利法」、「中華人民共和國反不正競争法」、「中華人民共和國種子法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の関連法律規定に基づいて、審判実務を踏まえ、この解釈を制定する。

**第1条** 原告がその法に依り享有する知的財産権を、被告が故意に侵害したことを主張し、かつ情状が重大で、懲罰的賠償責任を負うように被告に命じる判決を原告が請求した場合、人民法院は法に依り審理による処理をしなければならない。

この解釈でいう故意は、商標法第63条第1項及び反不正競争法第17条第3項に規定された悪意を含む。

**第2条** 原告が懲罰的賠償を請求する場合は、訴えの提起時に賠償額、算定方法及び根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。

原告が一審の口頭弁論の終結前に懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院は許可しなければならない。二審において懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院は当事者自らの意思の原則に基づいて調停することができ、調停が成立しない場合は、当事者に別途で訴えを提起することを告知する。

**第3条** 知的財産権侵害の故意に対する認定は、侵害された知的財産権の客体の類型、権利状態及び関連製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との間の関係等の要因を考慮しなければならない。

つぎに掲げる場合、人民法院は被告が知的財産権侵害の故意を有すると初歩的に認定することができる。

(一) 被告が原告又は利害関係者からの通知、警告を経ても、依然として侵害行為を継続して行われる場合、

(二) 被告又はその法定代表者、管理人が原告又は利害関係者の法定代表者、管理人、実際の支配者である場合、

(三) 被告と原告又は利害関係人との間に労働、労務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係を有し、かつ侵害された知的財産権に触れたことがある場合、

(四) 被告と原告又は利害関係人との間に業務上のやり取りがあり、又は契約等の成立のために協議したことがあり、かつ侵害された知的財産権に触れたことがある場合、

(五) 被告が海賊版、登録商標の假冒行為を実施した場合、

(六) その他の故意と認定することができる場合。

**第4条** 知的財産権侵害の情状が重大に対する認定は、人民法院は侵害の手段、侵害の回数、侵害行為の継続期間、地域的範囲、規模、結果、侵害者の訴訟中の行為等の要因を総合的に考慮しなければならない。

被告がつぎに掲げることに該当する場合、人民法院は情状が重大であると認定することができる。

(一) 権利侵害により行政処罰を受け、又は法院による裁判で責任を負わされた後に、再度同じ又は類似の権利侵害行為を行ったこと、

(二) 知的財産権の侵害を業としていること、

(三) 権利侵害の証拠を偽造し、毀損し、又は隠匿すること、

(四) 保全裁定の履行を拒否すること、

(五) 権利侵害による利得が大きく、又は権利者の蒙った損害が大きいこと、

(六) 権利侵害行為が国家安全、公共利益又は人の健康に危害を加えるおそれがあること、

(七) その他の情状が重大であると認定することができること。

**第5条** 人民法院が懲罰的賠償額を確定するとき、それぞれの関連の法律に従い、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は権利侵害によって得られた利益を算定の基数としなければならない。当該基数には権利侵害の制止のために支払った合理的な支出を含まないとし、法律に別途規定がある場合はそれに従う。

前項でいう実際の損害額、違法所得額、権利侵害によって得られた利益のいずれによっても算定が困難な場合は、人民法院は当該権利の許諾実施料の倍数を参照して合理的に確定し、かつこれを懲罰的賠償額の算定の基数とする。

人民法院が法に依り被告にその把握している権利侵害に関係する帳簿、資料の提供を命じ、被告が正当理由なく提供を拒否し、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は原告の主張及び証拠を参考に懲罰的賠償額の算定の基数を確定することができる。民事訴訟法第111条に規定の状況を構成する場合は、法に依り法的責任を追及する。

**第6条** 人民法院が法に依り懲罰的賠償の倍数を確定するとき、主観的過錯の程度、権利侵害の情状の重大さの程度等の要因を総合的に考慮しなければならない。

同一の権利侵害行為によりすでに行政過料が科され、又は刑事罰金を受けかつ執行が完了したことで、被告が懲罰的賠償責任の減免を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。ただし、前項でいう倍数を確定する際に総合的に考慮することはできる。

**第7条** この解釈は2021年3月3日から施行する。最高人民法院が以前に発布した関連の司法解釈がこの解釈に一致しない場合は、この解釈に準ずる。